

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年9月7日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人高台寺蒔絵技術等保存伝承会

### (2) 代表者名

下出 祐太郎

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区醒ヶ井通松原上る住吉町484番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、美術研究者、学識者、歴史家、伝統工芸従事者、伝統工芸を学ぶ者及び世界の美術工芸に携わる人々に対して、海外交流の盛んであった日本の桃山期に残された蒔絵芸術の遺産である高台寺蒔絵の研究と復元的制作に関する事業を行い、日本の美術工芸と技術伝承と海外を含む認知促進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成28年8月31日

(文化市民局地域自治推進室)